

平成16年6月22日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	吉田正明
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

8 番 橋川宏彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		堤		節	代
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	平	石	和	弘
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育	長	小野原		利	幸
教育次長兼庶務課	長	北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員		江	口		徹

平成16年 6月22日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 報告第1号 平成15年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第3 報告第2号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第4 報告第3号 平成15年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について（報告）
- 日程第5 報告第4号 平成16年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告）
- 日程第6 議案第33号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第34号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第35号 専決処分事項の承認について（平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第36号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第37号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号））（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第38号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第39号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第40号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第14 請願上程
請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」（文教厚生委員会付託）

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

おはようございます。諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案6件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第41号から議案第46号までの6議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日追加提案いたします議案は、太良町との合併に伴う関係議案6件でございます。

それでは、議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合について、御説明申し上げます。

太良町との合併協議につきましては、去る4月13日まで20回に及ぶ合併協議会において全53項目の協議を終了し、6月5日、佐賀県知事立ち会いのもと太良町とこれらの項目を確認する合併協定書の調印を行いました。

本議案につきましては、これに基づき、鹿島市及び藤津郡太良町を廃し、平成15年（170ページで訂正）3月1日からその区域をもって新たに「鹿島市」を設置することを、地方自治法第7条第5項の規定により、佐賀県知事に申請することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第42号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について御説明申し上げます。

本議案につきましては、鹿島市と藤津郡太良町の合併に伴い、1市1町が所有する財産を新たに「鹿島市」に帰属させることに関し、地方自治法第7条第4項の規定により、財産処分に関する協議を別紙のとおり定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について御説明申し上げます。

本議案につきましては、鹿島市と藤津郡太良町の合併に伴い、議会議員の任期に関し、市町村の合併の特例に関する法律第7条第4項第1号において準用する同法第6条第8項の規

定により、別紙のとおり藤津郡太良町と協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

この場合において、1市1町の議会の議員は、合併後1年2カ月間、つまり平成18年4月まで、新たな「鹿島市」の議員として引き続き在任となるものでございます。

次に、議案第44号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴い設置される市の議会の議員の定数に関する協議について御説明申し上げます。

本議案につきましては、鹿島市と藤津郡太良町の合併に伴い、議会議員の定数に関し、地方自治法第91条第10項の規定により、別紙のとおり藤津郡太良町と協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

1市1町の議会の議員は、新たな「鹿島市」の議員として引き続き在任となりますが、その後、新たな「鹿島市」における初めての選挙に係る定数を事前に関係市町の協議で定めておく必要があるものでございます。

次に、議案第45号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について御説明申し上げます。

本議案につきましては、鹿島市と藤津郡太良町の合併に伴い、農業委員会の選挙による委員の任期に関し、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定により、別紙のとおり藤津郡太良町と協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

1市1町の農業委員会の選挙による委員は、合併後約4カ月間、平成17年7月19日まで新たな「鹿島市」の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任となるものでございます。

次に、議案第46号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について御説明申し上げます。

本議案につきましては、鹿島市と藤津郡太良町の区域であった区域ごとに、新たな「鹿島市」が処理する当該区域に係る事務に関し、市長の諮問に応じて審議したり、または必要と認める事項につき市長に意見を述べる地域審議会の設置について、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長、または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第2 報告第1号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 報告第1号 平成15年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

おはようございます。議案書の1ページをごらんください。

報告第1号 平成15年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

2ページをごらんください。

この繰越明許費4件の設定につきましては、去る3月の定例会において平成15年度の一般会計補正予算の一部として議決をいただいております、県営事業との工事期間の調整や国との事前協議に時間がかかったことなどから、平成16年度に繰り越して使用するものでございますが、今回、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し報告いたすものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいま市長の説明の間違ひがあるようでございますので、これを許します。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

申しわけございません。先ほどの追加提案の中で、議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合についての中で、期日を間違っております。

「本議案につきましては、これに基づき、鹿島市及び藤津郡太良町を廃し、」、本来は「平成17年3月1日から」と言うべきところを、誤って「平成15年3月1日から」と申し上げたようでございます。改めて申し上げます。正確には「平成17年3月1日からその区域をもって新たに「鹿島市」を設置することを、」と、こういうふうに御訂正をお願いします。

○議長（小池幸照君）

ただいま平成15年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告がありましたが、これに質疑ありませんか。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、この繰越明許費に関して、ただいま県工事等の工事期間との調整によって繰り越すということで御説明がありました。庄金下水道の整備事業に関してお尋ねをいたしますけれども、台風6号も大した被害が佐賀県にとってはなかったわけですが、本来この事業は15年度内に完成を目指してこられた事業だと思います。幸い、今、大雨等の心配もございませんけれども、梅雨が明けるときには大雨も予想されるわけですが、残念ながら工事がおくれております。この件に関しては国道207号、浜橋の工事との関連があると思っておりますけれども、浜橋に関しては、橋の部分には既に平成15年の12月に竣工というふうに書いてございます。ところが、一向に通れないということで地域の方々から不満が出ているわけですが、工事の進捗に関して、いつごろまでに浜橋が開通になってすべてのあの地区の工事が完了するのか、わかっているならばお示しいただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

浜橋の開通の件でございますけれど、浜橋につきましては今月中に通行できるようにしたいということでございます。それから、仮橋が今かかっているわけでございますが、これを7月中に撤去をして、護岸工事を8月中に終わりたいということで土木事務所の方からお聞きいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

庄金下水路の御質問の件でお答えしたいと思います。

先ほど都市建設課長から答弁がありましたけれども、まず手順といたしましては、浜橋が6月中に完了いたしまして、その次に現在供用中の仮設橋の撤去があるわけでございます。この撤去が終わりまして、県の方で護岸工に取りかかるというようなことでございます。その工期が8月末までというようなことを聞いております。その護岸工の中に庄金下水路の吐き出し口と申しますか、出口がございます関係で、交通どめ等の関係もございまして、私どもの工事の期間、実際にできる時期ということについては、今後、詳細に調整をさせていただきたいということで考えています。ですから、護岸工の工事の途中になるのか、それとも仮設橋の撤去後すぐにかかれるかどうかは、まだちょっと微妙なところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま説明いただきました中で、都市計画費の肥前浜宿街なみ環境整備事業の件でお尋ねをしたいと思います。私がまだ十分理解できてないのかわかりませんが、肥前浜宿街なみ環境整備事業というのは、まだ基本的に国の認可と申しますか、それがおりてないと私は理解をしているんです。ちょっと私の考え間違っているかわかりませんがね。以前そういう国の認可を得るためにというのですか、街なみ条例なんかも急いでつくったという経過があると思いますが、私がそういう理解しているとおりでとすれば、この事業がここに、金額的にはそんな大きくないわけですが、上げられておりますが、どういう関係になっていくのかがちょっとよく理解できませんので、御説明いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

松尾議員の御質問にお答えいたします。

肥前浜宿の街なみ環境整備事業についてであります。平成14年に大臣承認ということで一応国土交通大臣の承認をいただいております。それと平成15年に事業計画を策定しまして、大臣同意の申請をことしの2月に行っております。大臣の回答は来てないわけですが、国土交通省の担当の方から、事業実施については差し支えないという回答をいただいているところでございます。昨年12月に条例を制定していただきました件につきましては、重伝建の方との絡みでございまして、街なみ環境整備事業と条例とは直接はリンクしておりません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

重伝建の方と街なみ環境整備事業というのは全然別物だとまず考えてください。重伝建の方は文化庁の制度事業です。それで、街なみ環境整備事業というのは国土交通省の制度事業であります。この浜の場合は、文化庁の事業と重伝建と国土交通省の街なみ環境整備事業と二つ合わせてあそこに事業を入れると、こういうことになっております。したがって、今の御質問の趣旨のように、重伝建の方とこの街なみ環境整備事業は全然別ですので、例えば極端に言えば、重伝建の方が最終的に認可がとれないとしても、街なみ環境整備事業というのは独立して制度を導入していますから、これはこれでやっていきます。ただ、重伝建の方は、例えば昔づくりの白壁の土蔵づくり、ああいうものの家を直接保存すると、簡単に言えば、街なみ環境整備事業の方は、あそこの通りの整備をしてみたり、水路整備をしてみたり、そういうふうなことをやる事業と。これをあわせてやっているということです。ですから、重伝建だけしてもいいですが、この際やっぱりあそこの水路整備とか道路整備もきれいにした方がよかろうと。あるいは駐車場とかも要るだろうと。これを街なみ環境整備事業でやっている、ということなんです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。ただ、関係はないと、事業をやる上での担当省庁が関係ないだけであって、直接そのこと自体は関係あるわけですね。そうでしょう。だって、せっかく重伝建の取り組みをやるんだから、水路も道路もした方がいいということですから、関係ないとは言えないですね。ただ、どこが担当するかは関係ないわけであるでしょう。そういうことになりますと、例えば、重伝建の取り組みが進むということになった時点で水路や道路の問題がそこ関連してやっぱり街なみと外れたような形にはできないと思いますから、例えば、道路、

水路だけを先に取り組んでいて、重伝建の取り組みをやった時点で問題が起きてくるようなことというのは考えられないわけですか。それはそれ。そうしないと、例えば、せっかく先立ってやって、いや、こがんじゃなかがよかったばいということで、この財政のなかときに今でも後回しできないかと思われるようなこともある中でそういう形で進んでいくということになりますと、やっぱり手直しだ、し直しだというようなことになりますと、財政的にも大きな問題があると思うんですよ。だから、その辺でどうなのかということ。

それから、この事業自体、まだ正式に認可がおりてないというのですか、返事が来てないということですが、もしそれがカットされるというようなことになった場合に、例えば、国庫支出金だとか地方債との関連が出てきて、やり出したわ、それは取れないわ、じゃ、一般財源でやらんといかんだというようなことになった場合にどうなるだろうかなという心配も、特に今の時期ですから、国だって信用できないわけですけど、その辺は心配ないんでしょうかね。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

松尾議員の質問にお答えいたします。

重伝建等の街環で手戻りが生じないかというふうなことですけれども、道路整備、それから水路整備、それと建物等については浜の景観を考慮しながら検討を行っております。まちづくり協議会というところで協議しているわけですが、その整合性を十分注意して手戻りが生じないように進めているところでございます。

また、補助金についてですけれども、予算については内示がきちっとあって、補助金交付申請を行っております。回答が来ないというのは、事務的におくれているだけであって、国土交通省からの事業を進めていいという回答はいただいているところでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

酒蔵通りをもうあそこが家屋が崩壊寸前ですので、何とか保存をしたいと、これはもう共通認識としてあると思うんですね。それについては、先ほど説明しましたように、建物そのものを保存するという方を、どちらかといえば重伝建でやると。そして、街なみの整備については先ほど言いました街環事業でやると、こういうやり方でやっております。ただ、何らかの要因で重伝建の認可がとれなかったり、重伝建ができなくなった場合は、街なみ環境整備事業でどこまでやれるかという話になります。街なみ環境整備事業は認可をとっております。もう少し言いますと、家屋の改修まで街なみ環境整備事業でできます。ただ、街なみ環境整備事業というのは補助率が50%、そして地元で、市と受益者とあとの50%を負担すると、

こういう制度ですので、そのあたりの問題は残りますが、先ほど言いましたように重伝建の方がもし無理だということになれば、街なみ環境整備事業でどうやるかと。だから、もともと重伝建で今私たちがやろうとしていることと街なみ環境整備事業でやろうとしていることは、私たちの行政の内部ではきれいに区分けをしております、役割分担を。だから、ここで競合することはありませんが、もしこっちがだめな場合は、今までこっちで予定しておった分をこっちの街環の事業の方でカバーしてやると、こういう図式にはなっていくと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

そのことについては異議はないわけですが、何度も申しますように、今日のような財政状況の中ですからね。それでなくても今そういうところを取り組まんといかんだらうかという意見もあるような中ですので、むだのないようにその辺は十分計画を練り合わせながら、こっちとこっちでやっているということじゃなくて、その辺は連携をやっぱりとりながら、十分に対応していただきたいと思います。特に国との関係でも、文化庁ですか、そういうところともまだ十分なあれがないというようなことですから、この前の説明でも、最初の計画よりさらに広げた地域割りというようなことで、いろいろまたさらにプラスアルファの問題も出てきているようですので、特に慎重に取り組んでいただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第3 報告第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．報告第2号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、報告第2号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。議案書は3ページでございます。

公共下水道の建設費につきましては、去る3月の定例会におきまして、15年度の補正予算として繰越明許費の設定に議決いただいているところでございます。

4 ページの繰越計算書のとおり調整をいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

財源の内訳といたしましては、既収入特定財源 4,680 千円は収入済みの受益者負担金を充当し、未収入特定財源といたしまして国庫支出金 42,300 千円、それから地方債 43,600 千円を計上いたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

5 番橋爪でございます。この下水道事業についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

私は、6 月 10 日の NHK のラジオを聞いておりましたら、この下水道のことをラジオが言っておったわけですが、今、県ではこの下水道事業に非常に力を入れているということで、14 年度末で大体下水道の整備率が 50.2% あると、こういうことでした。これを 18 年度末には 62% になすように目標を上げていると、こういうラジオで言っておったわけですが、特に下水道の非常に熱心な自治体には県も助成をしていると。とにかく熱心なところほど余計やると、こういうことがラジオで言いよったわけですが、15 年度の明許繰り越しの説明がありました。県の方から 15 年度にどれくらいの鹿島には補助金 coming しているのかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

橋爪議員の質問にお答えしますが、確におっしゃるように県費補助は来ております。今手元に資料が持ち合わせがございませんので、金額としてははっきり申し上げることはちょっとここではできかねます。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

それでは、鹿島市の下水道の事業認可面積は、この前の 3 月議会でしたか、256 ヘクタールの計画と、こういうことの説明があつておつたようでございます。それで、整備率が 14 年度末で 190.5 と、こういうことですが、水洗化率が 61.7% ということで説明があつておつたようですが、この整備した中でやっぱり接続率が非常に悪いような感じがしますが、その接続率が悪い原因、理由ですね。それから、どれくらい接続になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

先ほどの御質問の県費でございますが、一応金額にいたしまして 6,683千円、これが15年度でございます。

それから、接続率という御質問でございましたけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、今 256ヘクタールの事業認可の中で整備を進めております。今、認可拡大といたしまして 109ヘクタールを申請中でございますが、その中で水洗化率の、これ世帯でいきますと 67.96%、これが15年度末の接続率と考えてもらって結構だと思います。（「原因」と呼ぶ者あり）

原因といたしましては、毎年推進に回っておりますけれども、理由といたしましては老人世帯もございますし、それから家屋が古いからというようなこと、それから、なかなか接続費用が難しいというか、かなり費用負担がというようなのが主な理由でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

3月議会のときの予算書をちょっと見ておりますと、かなり一般財源から下水道の方に出しておられるわけですが、現在の公債費の負担比率、これは15年度末でも結構でございますが、どれくらいになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

橋爪議員の御質問にお答えいたします。

15年度末の資料、統計につきまして今現在作成中ございまして、ちょっと14年度のデータでございますけれども、公債費負担比率を申されましたけれども、今現在は起債制限比率ということで県の方も国の方も申しておりますが、それは14年度で13.1%（190ページで訂正）になっております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

13.1%ということで、これは15%以上になりますと警戒せにやいかんと、こういうことになっているようでございますが、まずまずじゃないかというふうに考えております。

それで、これは関連いたしまして質問いたしますが、ただいま公共下水道について説明が面積的にもございましたが、認可地域以外の面積はどれくらいあるのか、そして、その対策をどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

事業認可の区域外につきましては、私どもとしましては合併浄化槽、これは計画区域外も同じでございますけれども、合併浄化槽の個人設置型というので補助をいたしているところでございます。（「面積比率はどれくらいですか」と呼ぶ者あり）面積ですか。（「比率。下水道以外の比率」と呼ぶ者あり）

比率といたしましては、鹿島市が面積といいますとかなり広うございますが、計画面積が668ヘクタールですから、その中で今256ヘクタールをやっております。ですから、計画区域内での比率といいますと約3割——668分の256ですから、約4割程度になりますかね、でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

公共下水道は汚水、あるいは雨水と、こういうことも一緒にやってもらっておるわけですが、ただいま認可区域以外については個人の合併浄化槽を推進したいと、こういうことで答弁いただきましたが、一昨年からですかね、市町村設置型の浄化槽の推進も各地で行われておりまして、鹿島も以前はできなかったわけで、今度、市町村設置型になってからは鹿島もできるようになったんじゃないかと、こういうふうに考えております。市町村設置型については大体20戸以上ぐらいで申請をしますと10分の1の負担でいいと、こういうことになっているようでございますが、これをやりますと、非常に住民の方は助かるんじゃないかと思っておりますが、もし地域から要望があれば、区域以外では取り組む考えがあるのかお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

市町村設置型の合併処理浄化槽に取り組む気はないかというようなことでございますが、今、私どもは現在、人口密集地であります鹿島市内のまず668ヘクタールを公共下水道で行っているところでございます。事業認可区域以外につきましては、先ほど御説明しましたように個人設置型の合併浄化槽と。議員おっしゃるように、ほかの地域につきましては、手法としてはいろいろございます。確かに農業集落排水とか漁業集落排水、それから特定環境保全事業とかですね。そういった中で、公共下水道事業をまず進めようということでやっております。事業はほかにもございますけれども、今のところ取り組むというような、財政的にもそういった総合的に考えまして今のところ取り組む計画はございません。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第4 報告第3号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．報告第3号 平成15年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

報告第3号 平成15年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

建設改良費の繰り越しが2件ありますけれども、1件目は県営鹿島川総合開発事業中木庭ダム建設事業費の3,440,000千円のうち6,000千円が繰り越されたことに伴い、その8.7%である水源開発費522千円を平成16年度へ繰り越して使用するために、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたすものであります。

財源の内訳は、損益勘定留保資金が6分の1の87千円、国庫補助金が6分の3の261千円、一般会計出資金が6分の2の174千円であります。同じく、改良事業の工事名、第24号、国道207号浜地区配水管布設がえ工事です。この工事は、土木事務所が発注する浜区橋梁改良工事に並行して施工する補償工事でありましたが、国道工事が電柱移設等で大幅におくれたため、工期内での工事完了ができなかったため7,402,500円を繰り越すものでございます。なお、財源の内訳は、損益勘定留保資金4,499,500円、補償費2,903千円であります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

日程第5 報告第4号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5．報告第4号 平成16年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

報告第4号 平成16年度鹿島市土地開発公社事業計画について御報告申し上げます。

別冊の平成16年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたします。報告書の1ページをごらんください。

鹿島市土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和48年に設立されて以来、市の事業との整合を図りつつ、市からの委託に基づき事業を実施してまいりました。

平成14年度で保有地をすべて処分し、15年度では新たな土地の取得は発生いたしておりません。15年度末の保有地はございません。また、16年度以降につきましても、市における新たな土地の取得計画は予定されておらず、公社をこのまま存続させていくのか、廃止するか内部で検討を重ねてまいりました。結論といたしましては、一度廃止してしまうと、次に公社を利用した土地の取得が必要となったとき、立ち上げるのにかなりの時間と労力が要るところから、公社自体廃止はしないものの、一たん事業活動を休止することといたしております。つまり、大きな経費がかかっていた公社の雇用職員や保有していた自動車などにつきましては廃止し、必要最小限の経費のみを計上することといたしております。

それでは、平成16年度鹿島市土地開発公社収入支出予算を説明いたします。

第2条第1項 収入支出予算の総額は、収入については36千円、支出については285千円と定めております。

2ページをごらんください。

第1表 収入支出予算のうち収入でございますが、1款. 事業外収入、1項. 利息収入は、普通預金と定期預金の利息で35千円を計上し、2項. 雑収入は科目のみといたしております。以上の結果、収入合計は36千円といたしております。

支出でございますが、1款. 管理費、1項. 一般管理費は285千円で、研修会旅費、各種法例集追録代、佐賀県土地開発公社連絡協議会負担金などを計上いたしております。

支出合計も285千円で、収入支出差し引き不足額は準備金を取り崩して補てんいたすものでございます。

3ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。

なお、この平成16年度事業計画につきましては、去る3月23日の土地開発公社理事会において議決をいただいたものでございます。

以上で平成16年度鹿島市土地開発公社事業計画についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

お諮りいたします。議案第33号から議案第40号までの8議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって議案第33号から議案第40号までの8議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 議案第33号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6、議案第33号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

それでは、議案第33号 専決処分事項の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。議会の承認を求めます。

議案書は10ページから19ページでございますが、別冊の説明資料で御説明いたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。かなり多項目になっておりますので、要点のみ御説明をさせていただきます。

第24条、これは「老年者」を「年齢65歳以上の者」に変える用語の改正、それから均等割非課税限度額の引き下げ、均等割の納税義務を負う夫がいる場合には、その妻には均等割を課さないという規定の削除でございます。ただし、これは平成17年度につきましては3千円を1,500円とするものでございます。

第26条、「発行」を「発付」に変える用語の改正でございます。

第31条、これは市民税の均等割を、これまで人口50万人以上が3千円、5万人から50万人未満の都市が2,500円、その他の都市が2千円であったものを全国一律に3千円とするもので、本市では、これまでの「2,000円」から「3,000円」に改正するものでございます。

次に、第34条の7、これは昨年の地方税法改正の条項漏れによる条項の追加でございます。

次、2ページでございます。

36条の4、これは第26条の改正と同様、「発行」を「発付」とする用語の改正でございます。

第54条、家屋の所有者以外の者がその事業の用に利用するために取りつけた附帯設備については、取りつけた者を所有者とみなし、当該設備を償却資産とみなし、課税するという改

正でございます。

附則第5条、市民税所得割の非課税限度額の引き下げの改正でございます。

3ページから4ページでございます。

附則第6条、居住用財産の買かえの譲渡損失がある場合には、譲渡資産に係る住宅ローンがない場合でも対象とし、一般の土地・建物等の譲渡所得とは別に、その譲渡損失が他の所得との損益通算繰越控除が3年に限り可能とする改正でございます。

5ページから6ページでございます。

附則第6条の2、特定居住用財産の譲渡損失がある場合には、譲渡損失のうち譲渡資産に係る住宅ローン残高が譲渡価格を超える場合には、その差額を3年間に限り他の所得との損益通算繰越控除が可能とする改正でございます。

附則第10条の2第3項は、高齢者向け優良賃貸住宅の固定資産税の減額の適用を受けるときの添付書類の追加、第4項は、防災街区整備事業に該当する家屋について、固定資産税の減額の適用を受けるときの申告を追加する改正でございます。

7ページでございます。

附則第15条、法改正に伴う条項ずれの改正でございます。

附則第15条の2、地方税法附則の項削除に伴う削除及び項ずれの改正でございます。

附則第17条、一般の長期譲渡所得について、譲渡所得金額40,000千円区分の廃止と税率の引き下げ、これまでは4%と5.5%となっておりましたが、それを一律に3.4%とする。それから1,000千円特別控除の廃止と、他の所得との損益通算はできなくする改正でございます。

8ページから9ページでございます。

附則第17条の2、優良住宅地造成のための譲渡について、特例期間の5年間の延長と譲渡所得区分40,000千円を20,000千円とする変更、税率の引き下げ、特別控除との併用は不可、それから他の所得との損益通算はできなくする改正でございます。

附則第17条の3、法改正に伴う条項ずれの改正でございます。

次に、9ページから11ページでございます。

附則第18条、短期譲渡所得について、税率の引き下げ、これまでは一般譲渡が9%であったものを6%にする。国、県への譲渡については4%を3.4%にするという税率の引き下げと、他の所得との損益通算はできなくする改正でございます。

附則第19条、非上場株式の譲渡所得の税率を引き下げる。4%から3.4%に引き下げる改正でございます。

附則第19条の2、これは法附則の言い回しの変更による改正で、内容の変更はございません。

次に、12ページでございます。

附則第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得の課税の特例で、その株の上場等の日以降3年以内に行われる譲渡という制限を外す改正でございます。

以上で説明を終わりますが、御承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきましたが、非常に細かく、そこそこではわかりにくいので、一括してまとめてみましたが、要するに全般では課税対象者がふえるというようなことで理解しているものだと私は思います。それから、あとは株保有者の問題がありますよね。これについては安くなるというふうに理解できると思いますが、そういうことでお尋ねをしたいと思いますが、この条例を変えることによってどれくらいの課税対象者がふえ、どれくらい財政的に多く入ってくるようになるのかということと、株に対しては株保有者というのがどれくらい鹿島にいらっしゃるかわかりませんが、対象になる人がね。それに関してはどれくらい影響額が出てくるのかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

まず、今回の改正によります税が若干ふえる分ですけれども、まず妻、奥さんへの均等割の非課税の廃止ということになりますけれども、これは15年度の課税データをもとにして算出したしておりますけれども、まず妻への均等割の非課税の廃止ということで、これが3,500人です。それで、17年度が1,500円となりますので、5,254千円、それから18年度以降が3千円となりますので、10,509千円というふうな数字になります。それから、均等割の引き上げですけれども、これが2千円から3千円に引き上げられるということで1千円の増になるわけですが、これが対象者として9,956名というふうに15年度の課税データでは出ております。それで掛ける1千円ですので、9,956千円というふうなことで予定をしております。それから、均等割の非課税限度額の引き下げですけれども、これは18名で54千円、それから所得割非課税限度額の引き下げ、これが6名程度ということで18,700円、この辺は若干そのときそのときで変わってくるだろうとは思いますが、

それから、株については、今回のまず株につきましては、非上場株式の譲渡所得の税率を引き下げることですけれども、これについてはことしとかは鹿島市では対象者はいらっしゃらないということです。それで、我々もこの株式をどのくらい譲渡されるのかちょっと全然検討がつかみませんので、この辺は数字的にはちょっと我々で想像しがたい部分がございます。それと、長期譲渡所得の1,000千円控除の廃止ですけれども、これにつきましては、

これは15年度課税データでは49名で 1,220千円、以上であります。

それから、今回の譲渡所得につきましての税率の引き下げにつきましては、株式との譲渡との均衡性を保つために土地の譲渡所得、不動産の譲渡所得については引き下げるというふうなことで行われているというふうに聞いております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今回の改正については今御説明がありましたように、例えば、妻について 3,500人とおっしゃいましたよね。非常に今でも納税が困難な中に、さらにこういう状況で増税とっていいでしょうね、そういう痛みを押しつけられる状況になるわけですが、こういう中で私たちが今からどう取り組んでいくかと非常に大変な問題だと思いますが、市長、今回のこの税改正について、今の情勢と合わせてコメントがあればいかがでございましょうか。これから先、本当に大変になるんじゃないかという心配があるわけです。今回まさに、今、株についてはそんなにないということですが、ある程度お金を持っている人は納めんでいいようになり、ない人はさらに厳しい状況が来るといような今の状況を私たちがどう受けとめ、どう取り組んでいくかという非常に困難な状況になっていると思いますが、もしコメントがあればどうぞ。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

松尾議員にお答えいたします。

今回、市税の専決処分ということをお願いしているわけですが、これは基本的には今回の国、地方を通ずる財政危機の中、いわゆる三位一体改革という取り組みがなされているわけですが、そういう中で地方税法の中で国民の税負担の見直しといたしますか、そういうことが根拠として今回打ち出されようとしておるわけであります。

先ほど税務課長の方から、該当者が 3,500名ぐらいの配偶者といたしますか、そういう方の負担になってくるわけですが、今こういう財政状況の中、非常に厳しいことではありますけれども、特に地方の財政運営を考えていく中ではやむを得ない措置ではないかなというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

このこと自体、私は許されないものだと思いますが、こういう形でされるわけで、財源の使い方、もうまさに住民の皆さん方が納得いくような財源運用をお願いしたいと思います。

もう1点お尋ねします。非常に基礎的な問題で、私もよくわかりません。辞書を引けばわかるでしょうが、今回の改正の中で発行と発付ということで変わりましたが、どう違うのかですね。発行と発付の持つ意味。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

どういうことになるのかどうか、私も自信はありませんけれども、まず発行といいますのは、不特定多数の人に通知とかいろいろなものを配布といいますか、不特定多数の人に出すというふうなこと、発付というのは特定の人、個人にですね。例えば、投票用紙を交付するとか、そういうふうな形での違いだろうというふうに私は認識をいたしております。それで、発行と発付の違いというのは、先ほど申しましたように、発付というのは、特定の者に交付することを発付という。発行というのは、必ずしも特定の者に交付をすることを要しないことを発行というというふうに書いてあります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりません、今の説明では。私の理解ができないところですが、わかりました。何とか勉強をしたいと思います。何か今、投票用紙は発行というと、特定というと特定ですね。投票権のある人にするわけですから。（「交付」と呼ぶ者あり）発行、交付ですか。勉強させてください。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第33号は提案のとおり承認されました。

日程第7 議案第34号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7．議案第34号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

議案第34号の専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

議案書は22ページでございますが、別冊の説明資料で御説明いたします。

13ページでございます。附則第3項、市税条例と同様に長期譲渡所得についての1,000千円控除をなくし、他の所得との損益通算をできなくする改正でございます。

附則第4項、短期譲渡所得についても、他の所得と損益通算はできなくする改正でございます。

以上で説明を終わりますが、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第34号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第34号は提案のとおり承認されました。

日程第8 議案第35号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8．議案第35号 専決処分事項の承認について（平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第35号 専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

別冊の平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）で御説明いたします。

この補正予算（第8号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日付で市長の専決処分により予算の補正をいたしましたものでございます。

今回の補正は、歳入では地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税のうち特別交付税などのそれぞれについて、交付額や譲与額の確定に伴い増減額を計上いたしております。また、市債は事業費が最終確定したことにより減額いたしております。

歳出では、総務費で職員手当を増額するとともに、後年度の財政負担に備え減債基金への積み立てを行い、土木費では事業費の確定に伴い事業費を減額いたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,319千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,181,945千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから4ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

2ページから4ページまでの説明は省略いたします。

5ページをごらんください。

第2表 地方債補正につきましては、辺地道路整備事業の起債額が3月下旬に確定したところから、今回減額をお願いするものでございます。補正前の額1億円から4,600千円減額し、補正後の額を95,400千円といたしております。

それでは、補正の内容につきまして、一般会計補正予算（第8号）説明書に基づき御説明を申し上げます。

6ページと7ページの説明は省略いたします。

8ページをごらんください。

歳入でございますが、2款. 地方譲与税、1項1目. 自動車重量譲与税につきましては、譲与額の確定に伴い25,014千円を増額し、補正後の額を125,014千円といたしております。これは前年度と比較いたしまして、市町村道整備費国庫補助負担金の見直しに伴う財源措置として国からの譲与割合が引き上げられたことにより、27.6%の大幅な増となっております。

9ページをごらんください。

同じく2款2項1目. 地方道路譲与税につきましては、譲与額の確定により2,091千円減額し、補正後の額を42,909千円といたしております。こちらは、先ほど説明いたしました国庫補助負担金の見直しにより、市町村と県との配分割合が見直され、市町村分が引き下げられたことによりまして、逆に前年度比30.2%の大きな減となっております。

10ページをごらんください。

3款1項1目。利子割交付金につきましては、交付額の確定により 5,433千円増額いたしておりますが、低金利の状況から交付額は大変低い水準となっております。

11ページをごらんください。

4款1項1目。地方消費税交付金も、確定により46,684千円を増額いたしておりますが、景気が悪く市民税などが落ち込む中、こちらは安定した収入となっております。

12ページをごらんください。

5款1項1目。自動車取得税交付金につきましても、確定により 9,573千円増額いたしております。

13ページをごらんください。

6款1項1目。地方特例交付金につきましても、交付額の確定により12,294千円増額いたしております。

14ページをごらんください。

7款1項1目。地方交付税は、このうちの特別交付税について 103,041千円を増額いたしております。特別交付税につきましては、地震、風水害、雪害などの自然災害のほか、当該地方公共団体の特別な財政事情に基づき交付されるもので、去る3月16日交付決定を受け、前年実績対比で7%減の 903,041千円となっております。

15ページをごらんください。

12款。県支出金、2項。県補助金、6目。土木費県補助金の公共下水道事業交付金につきましては、3月末日に最終確定いたしたところから増額し、歳出で減債基金への積み立てをお願いいたすものでございます。

16ページをごらんください。

13款。財産収入、2項。財産売払収入、1目。不動産売払収入は、3月議会におきまして七浦海浜スポーツ公園敷地を国道改良用地として売却いたすこととして増額の議決をいただいておりますが、3月になりまして事業費の都合から今年度買収面積が減少したところから、今回 7,301千円の減額をお願いいたすものでございます。

17ページをごらんください。

18款1項。市債でございますが、5ページで御説明いたしましたとおり、2目。土木債につきまして、辺地道路整備事業債の確定に伴い減額いたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

18ページをごらんください。

2款。総務費、1項。総務管理費、1目。一般管理費につきましては、退職者数が増加したことに伴い、職員手当を増額いたしております。

4目。財産管理費は、後年度の財政負担に備え、必要に応じて市債の繰り上げ償還や通常の償還に充てるため、180,000千円を減債基金の一般分に積み立てるとともに、公共下水道

事業県交付金の増額に伴い 272千円を減債基金の下水道分に積み立てるものでございます。

19ページをごらんください。

8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費、3目. 道路新設改良費につきましては、辺地道路など道路整備事業費の確定による減額と辺地債の減額に伴う財源の組み替えをいたしております。

20ページをごらんください。

14款. 予備費につきましては 9,201千円を減額して調整いたしております。

なお、21ページと22ページの給与費明細書、23ページの地方債の現在高調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

簡単ですから、自席でお願いします。

ただいまの説明で今回約 190,000千円の追加財源が組まれているわけですが、この主なものがほとんど県や国、その他交付される分が決定をしたということでこういう形で上げられているわけですが、このことは毎年そういう状況で、年度が終わってから、もう執行が具体的にできないようになってから上がってくるわけですが、こういうことを考えますと、例えば特に今年度の初めなんかは組む財源が非常に不足しているというようなことなどもありまして、市民の要求がなかなか受け入れられないという状況が強かったわけですが、これまでもまさにそういう今の財源が困難だという中で要求が受け入れられないということがなされているわけですね。例えば、しょっちゅう同じことを取り上げておりますが、子供たちの医療費の無料制度なんかは40,000千円ぐらいあれば実現できるというようなものも、毎年毎年のお金だから、それは簡単にはできないなどというような理由も言われておりますが、今回のこういう財源を見ますと、大体年度が執行が終わってから来るにしても、それだけのお金が入ってくるということが予想される。丸々十分じゃなくてもある程度のお金が入ってくるということが予想されるわけですから、そういうのを見込んで、もっと市民の暮らしに直結した市民の要求を実現するような財源の運用を私はすべきではないかと思うんですよね。

例えば、今回入ってきた約 190,000千円のお金のうち 180,000千円というのはもう全部積立金に入れられている。もちろんこれもその後のいろんな問題が起きたときに使っていくということで運用されるのはわかりますが、年度の予算というのは、大体その年度で直接市民の要求にこたえるようなことをして、十分に使ってこそ財政運用がよくやられているということになると思いますが、特に今回この状況を見て私はそのことを強く感じたんですが、そ

ういう形での当初、また年度中途での運用というのを私はやるべきだと思いますが、その点、私の考えがおかしいんでしょうかね。余りにもわずかなお金でも市民の要求が今取り上げられないというような状況がありますから、余計私はこのことを言いたかったわけですが、いかがでしょう。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

一応15年度の当初予算を編成する段階で、やはりどうしても年間の収入見込み額を的確に把握できればそれがよろしいわけでございますけれども、なかなか流動的で1年かけて確定をしていくという部分がございます。そういう中で、年度の当初スタートの時点では財政調整基金を180,000千円、それから減債基金と公共施設建設基金で1億円、都合280,000千円基金を取り崩して15年度の予算を編成してスタートさせております。そういうところでずっといろいろな歳入の確保の努力、それから歳出の削減の努力、そういった結果といたしましてこれが3月の議会で御報告申しましたように、すべて基金を取り崩さなくてよくなったと。ですから、単年度の収支がプラス・マイナス・ゼロになっているところになっています。

今回、専決で180,000千円お願いをいたしておるわけでございますが、これは16年度の当初予算のときにも申し上げましたように、16年度で380,000千円の収入不足を生じているという中で、このあたりの180,000千円、それから繰越金、このあたりで補てんしながら、16年度の収支の赤字をなるべく詰めていきたいということで検討いたしておるわけございまして、決して歳入を抑えて歳出を出していないということじゃなくて、相当の内部の努力をしながら何とか単年度の帳じりを合わせてきているということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第35号 専決処分事項の承認について（平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第35号は提案のとおり承認されました。

暫時休憩します。35分から再開をいたします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

まず初めに、報告第2号に関して、答弁の訂正の申し出がっております。これを許可します。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

報告第2号の平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましての質疑の中で、橋爪議員の方からの御質問に対しまして、私が平成14年度の起債制限比率を「13.1」と申し上げましたが、これが誤っておりました。「12.4」の誤りでございます。訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第9 議案第36号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9. 議案第36号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第36号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））について御説明いたします。

議案書は25、26ページですが、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正は、平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計の決算におきまして21,615千円の不足を生じたので、平成16年度予算から繰り上げ充用いたしましたもので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、5月31日付で市長の専決処分により予算の補正をいたしましたものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,096,761千円といたしております。

補正の内容につきましては事項別明細書で御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入ですが、3 款. 国庫支出金、1 項. 国庫負担金、2 目. 療養給付費等負担金、過年度分に31,441千円を追加補正し、補正後の額を31,442千円といたしております。

7 ページをお願いいたします。

8 款. 繰入金、1 項 1 目. 基金繰入金は 1,252千円を追加補正し、補正後の額を33,711千円といたしております。

8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、9 款. 諸支出金、1 項. 償還金及び還付加算金、3 目. 償還金に11,078千円を追加補正し、補正後の額を11,079千円といたしております。

これは、社会保険診療支払基金から交付された退職被保険者等に係る療養給付費交付金の返還金に充てるものであります。

9 ページをお願いいたします。

11款 1 項 1 目. 前年度繰上充用金を新設し、21,615千円を補正いたしております。これは平成15年度決算の不足金に補てんいたしたものであります。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認につきましてよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第36号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第36号は提案のとおり承認されました。

日程第10 議案第37号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10. 議案第37号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手謙二君）

議案第37号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号））について御説明いたします。

議案書は27、28ページですが、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正は、平成15年度鹿島市老人保健特別会計の決算におきまして、支払基金交付金の医療費交付金 1,409千円、審査支払手数料交付金 305千円、県支出金 670千円の合計で 2,384千円の返還金が生じ、国庫支出金16,092千円の追加交付金となり、差し引き13,708千円の不足を生じましたので、平成16年度予算から繰り上げ充用いたしましたもので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、5月31日付で市長の専決処分により予算の補正をいたしましたものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,092千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,825,144千円といたしております。

補正の内容につきましては事項別明細書で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、2款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 医療費負担金は16,092千円を追加補正し、過年度分の補正後の額を16,093千円といたしております。

7ページをお願いいたします。

歳出の3款. 諸支出金、1項1目. 償還金は 2,384千円を追加補正し、 2,385千円といたしております。

8ページをお願いいたします。

5款1項1目. 前年度繰上充用金を新設し、13,708千円を補正いたしております。これは平成15年度決算の不足金に補てんいたしましたものであります。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認につきましてよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

自席からお願いします。

私は、内容もですが、これまでも専決処分のあり方について疑問を持ち、意見を言ってきました。

たわけですけれども、確かに国や県などの規則、条例、その他で準備期間がないように施行しなくてはいけないというような、そういうものもあるわけですが、例えば、今回のように特に今出されております老人保健にしても、先ほどありました36号にしても、平成16年度の予算、これにかかわるものであって、内容がどうであっても、やはり専決処分という形じゃなくて、ちゃんとした審議をしてその取り扱いを私たちが決を下すという、そのことが私は大事だと思いますが、今回どうして16年度予算にかかわる問題についてまで専決処分をしないではいけなかったのか、その点についての御説明をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

答弁をお願いします。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問にお答えいたします。

今回、37号、老人保健の特別会計補正予算につきましては、まず、これは16年度の予算ではございますけれども、基本的に15年度の決算にかかわる会計の動きということでございます。15年度の決算が5月31日で締めるわけではございますけれども、その時点で支出、医療費あたりは確定をいたしましたけれども、国からの交付金がもう来ないということが、翌年度回しということが確定いたしましたということで、5月31日で15年度の分が赤字になりました。そういうことで、その赤字決算というのはできませんので、5月31日付で翌年度の予算を持ってきて15年度の決算を締めなければならないと、そういったことから、16年度の前ほどの36号につきましてもそうでございますけれども、専決処分をお願いいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

実質的には15年度にかかわる問題であっても、16年度の予算運用にも大きく影響してくるわけで、私はこれからもこういう問題が出てくると思いますが、ぜひ専決処分という形じゃなくて、議会を開くということになれば、いろんな手続その他大変な問題もあることはわかりますが、そういう形をとっていただくということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この老人保健特別会計というのは、その年度に赤字が出た場合には翌年度から繰り上げ充用してケツを合わせると、こういうやり方、これはルールになっておりますので、今申されるようなことには該当しないというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに内容はわかりますが、こういう形で専決ということになりますと、今回の場合はそういう形というのはわかりますが、実質的に私たちが審議をしないで既成事実がつくられてから承認をするという、全く議会としては権限のないものになると私は思います。

以上です。答弁要りません。

○議長（小池幸照君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第37号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第1号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第37号は提案のとおり承認されました。

日程第11 議案第38号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第38号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第38号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は29ページから31ページでございますけれども、説明資料の14ページで御説明を申し上げたいと思います。14ページをお開きください。ここに新旧対照表を掲げておりまして、上の表が改正後の退職報償金の額をあらわしております。

この制度につきましては、消防団員の皆さんが退職された場合には、市町村は在職年数や

階級に応じて退職報償金を支給しなければならないという消防組織法という法律の規定がございまして、この法律の規定に基づいて支給しているものでございます。今回の改正は一律2千円の引き上げをお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第38号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第38号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第12 議案第39号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 議案第39号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

議案第39号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

自然の館設置条例第5条によりまして、指定管理者の指定の申請を募集要項によりまして募集いたしました。そこで、自然の館設置条例の第6条で指定管理者の指定をお願いするものでございます。

それで、この選定をいたしました指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称といたしまして、鹿島市自然の館、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字山浦甲2151番地、能古見地区振興会、指定の期間、平成16年7月1日から平成19年3月31日までといたします。

提案の理由といたしまして、鹿島市自然の館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、この案を提出いたします。よろしく願います。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番橋爪でございます。1点だけお伺いをしたいと思います。

自然の館「そよかぜ」ということで県が運営をされておりましたが、ことしの4月1日より鹿島市に譲渡されて、名前も自然の館「ひらたに」と、地名を入れまして決めていたわけですが、非常にこれはよかったんじゃないかと感謝を申し上げるところでございます。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、公募によりまして、能古見地区振興会が応募されて委託をすると、こういうことですが、15年度の自然の館の収支、決算ですか、どのようになっていたのか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

橋爪議員にお答えいたします。

15年度の収支決算ということでございますけれども、ちょっと今手元に持ってきていないので、後だってお知らせいたします。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

今お手元にないということでございますが、多分かなり赤字が出ているんじゃないかと思っております。それで、その分を多分県の方からかなり助成もあっているんじゃないかというふうに考えておりますけれども、今度、能古見地区振興会が委託を受けるに当たっては、職員さんも聞くところによりますと、数名さんかわっておられるということも聞いております。そういうことで、やはり今後委託を受けて運営をしていくためには黒字が出るように努力をしてもらわなきゃいかんと、こういうふうに考えております。

能古見地区もそういうことで一生懸命今検討もされているようでございますが、やはり職員さんも新しい人がおられるということで、市として集客を図る、運営がよくいくようにま

ず職員さんの指導、この点をどういうふうにご考慮されるか。また、PRですね、特に市としてのPRも非常に大事じゃなかろうかと思っております。お客さんに余計来てもらうようにですね。その考え方はどのようにご考慮されるかをお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

先ほどの件ですけれども、今ちょっと書類を取り寄せておりますので、後ほど申し上げます。

それから、これからの運営についてということでございますが、今、能古見地区振興会の方とは7月1日からということで協定書を結ぶような段取りを行っております。それで、いよいよ振興会で運営をいただくということでございますので、ことしの予算の中にも運営についていろいろイベント等を取り組む一つの予算を市で上げております。それで、あわせてやっぱり市も一緒にPRしながら、集客に努めていきたいというふうにご考慮しております。

ちなみに昨年の15年度の利用状況でございますが、研修室、子供が416名、大人が1,147名、宿泊室、子供が736名、それから大人が1,249名ということで、計の3,466,900円の収入が上がっております。それとあわせて、食堂部分が従来は本城振興会の方にお願いをいたしておりましたので、今回はそこの収支が合算になると思っております。そういう意味で、16年度については能古見地区振興会としては今計画をされておりますので、当初の私たちが予算を組んだ段階では、その辺の収支が合うようにという形で一応予算は組ませていただいております。

しかし、今回指定管理者制度ということが入りまして、4月から6月までについては市が直営で行っております。その辺の部分が後ほど補正の方でも上がってきますが、それを差し引いた中で収支をとっていききたいというふうにご考慮しております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

能古見地区振興会では何回となく検討をさせていただいておるようでごございますが、ちょうど自然の館の前に直売所もやってもらっておるわけで、相乗効果をやはりねらっていきたいと、こういうこともご考慮されますので、やはり自然の館の運営がうまくいかないと大変だろうと思っております。そういうことで、今聞きますと予算も計上されておりますし、今後、まず一つは、最後にお伺いしたいと思っておりますが、あそこの空調施設等の整備ですね、これをどうというふうにご考慮されるか、それからもう一つは今後の支援対策ですね、ひょっとして、やっぱり素人ですから、一生懸命努力はするということをおっしゃってありますが、どうしても場合によっては最初なれるまでは赤字が出るかもわからんわけですね。その辺の支援

対策について、ひとつ要望も兼ねて答弁をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

空調設備については、各部屋の整備を今年度も3台、クーラーを設置いたしました。これについては、残りあと4室ということになりますので、この辺については随時改良していきたいというふうに考えております。

それから、赤字が出た場合ということでございますけれども、今のところ、予算の面でその辺まで組んで見えています。だから、極力去年の実績にのっとり、先ほど申しましたように、農林水産課としても一緒にやっていきたいということで、再三役員の皆様とお話をしているところでございます。よろしく願いしておきます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第39号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第39号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第40号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13. 議案第40号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第40号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

す。

別冊の平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）で御説明いたします。

今回の補正は、緊急を要するもの、補助事業などの事業決定に伴うものを中心に編成をいたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,926千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11,450,459千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから4ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 債務負担行為の追加は、5ページの「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

2ページから4ページまでの説明は省略いたします。

5ページをごらんください。

第2表 債務負担行為補正につきましては、現在、肥前浜宿につきまして、国の重要伝統的建造物群保存地区の指定に向けた文化庁との協議などの取り組みを行っているところでありますが、地区指定を受けるためには今年度から2年間かけて防災計画を策定する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いいたすものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算説明書に基づき御説明を申し上げます。

6ページと7ページの説明は省略いたします。

8ページをごらんください。

歳入でございますが、12款. 使用料及び手数料、1項. 使用料、3目. 農林水産使用料は、説明欄の自然の館の使用料につきまして、当初予算段階では管理運営を民間へ委託することとして計上いたしておりませんでした。指定管理者制度についての地方自治法改正に伴い、4月から6月までは市の直接管理といたしたところから、今回新たに3カ月分の使用料を計上いたすものでございます。

9ページをごらんください。

14款. 県支出金、2項. 県補助金、4目. 農林水産業費県補助金は、小学校での農業体験を通じて食べ物の大切さや農業の重要性を理解させる田んぼの学校支援事業補助金を新規に計上いたしております。

7目. 教育費県補助金につきましては、1節. 教育総務費県補助金で県内市町村の特色ある産業を小・中学校を通じて系統的に体験学習する「オンリーワン」のさが体験活動支援事業補助金を計上するとともに、2節. 社会教育費県補助金で土曜日に地区の体育館を開放する完全学校週5日制対策事業補助金を追加いたしております。

同じく8目. 災害復旧費県補助金は、平成15年度に発生いたしました農地農業用施設災害

復旧事業の施越し事業補助金を計上いたしております。

10ページをごらんください。

同じく14款3項. 委託金、4目. 教育費委託金につきましては、地域での児童・生徒の活動、研修の機会を用意し、あわせて地域の対応能力も向上させることを目指し、地域と学校が連携協力した奉仕活動等推進事業委託金を計上いたしております。

5目. 民生費委託金は、人権啓発活動の一環として講演会の開催や啓発資料の作成、配布などを実施する人権啓発活動事業委託金を計上するとともに、厚生労働省が作成する母子家庭等自立促進計画の基礎資料となる母子家庭等実態調査委託金を追加いたしております。

11ページをごらんください。

19款. 諸収入、5項6目. 雑入は、鹿島市における新エネルギーの可能性を探る調査に対しての新エネルギー・産業技術総合開発機構、略称してNEDOといます。こちらからの助成金を新たに計上するとともに、使用料のところで説明いたしましたように、自然の館の管理が4月から6月まで市での直接管理となったところから、こちらは逆に受託者から徴収する予定であった電気料の3カ月分を減額いたすものでございます。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

12ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、7目. 企画費につきましては、歳入で説明いたしましたNEDOの助成を受けて実施する鹿島市における新エネルギーの可能性を探る調査費を計上するとともに、市制50周年記念事業につきまして、13節. 委託料から19節. 負担金補助及び交付金へ経費の組み替えをお願いいたすものでございます。

13ページをごらんください。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、5目. 同和対策費は、これも歳入で説明いたしました人権啓発のための講演会の開催及び啓発資料の作成、配布のための経費を計上いたしております。

14ページをごらんください。

同じく3款3項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費は、5年ごとに実施されます母子家庭などの実態調査に要する経費で、厚生労働省が作成する母子家庭等自立促進計画の基礎資料といたすものであります。

15ページをごらんください。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、8目. 土地改良事業費につきましては、これも歳入で説明いたしました田んぼの学校支援事業に要する経費を計上するとともに、北鹿島地区における農地の排水対策を図る地域水田農業支援緊急整備事業の計画策定補助金を追加いたしております。

16ページをごらんください。

同じく6款2項. 林業費、1目. 林業振興費では、これも歳入のところで説明いたしましたように、自然の館の管理運営費につきまして、4月から6月までの市での直接管理分を増額いたしております。

17ページをごらんください。

10款. 教育費、2項. 小学校費、2目. 教育振興費と次の18ページ、3項. 中学校費、2目. 教育振興費につきましては、それぞれの市町村の特色ある産業を体験学習する「オンラインワン」のさが体験活動支援事業として、鹿島市の場合、農業について体験学習する経費を追加計上いたしております。

19ページをごらんください。

同じく10款4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費は、歳入で説明いたしました完全学校週5日制対策事業及び地域と学校の連携協力事業経費を追加するとともに、西牟田の伊東央子さんから2月に指定寄附をいただいております。寄附の御意思に沿って田澤記念会館への交付金を増額いたしております。

4目. 図書館費につきましては、図書館の運営には欠かせない図書司書の資格者を計画的にふやしていくための経費を増額し、6目. 文化財保護対策費につきましては、債務負担行為補正のところで説明いたしましたように、浜地区の防災計画を策定するための経費の16年度執行分を計上いたしております。

20ページをごらんください。

同じく10款5項. 保健体育費、2目. 体育施設管理費ですが、祐徳グラウンドの便所につきましては、建設してから相当の年数が経過し、便器などの設備が老朽化しております。この施設は鹿島市のメインのスポーツ施設で、過去にも各種県大会や九州大会も実施されてきており、今年度も県大会が予定されているところから、今回、便器の改修費をお願いいたすものでございます。

21ページをごらんください。

14款. 予備費につきましては、歳入歳出の調整を行い、6,874千円を減額し、補正後の金額を38,684千円といたしております。

なお、22ページの債務負担行為の調書につきましては説明を省略させていただきます。

以上で平成16年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

先般、12月議会の開会日だったと思いますが、全員協議会の場でこのことについては説明を受けていますので、内容的には理解ができておりますが、5ページの債務負担行為にかか

わって、浜地区の伝建絡みの予算の計上の件でございますが、印象として、当初の計画、予定からすれば話が太うなり過ぎとりやせんかと、これが気がかりでなりません。当初の出発は、そのときも申し上げましたけど、酒蔵通りが朽ちて、せっかくのああいう伝統的な建物がこのまま朽ちてしまうということは、鹿島の文化的行政からしても、要するに行政の手を加えたいということで話が始まったものというふうに思っております。

私もその件については大賛成ではありますけれども、さきの議会ではありませんでしたけど、今度の議会前の説明では——さきの議会であったのは庄金地区が新たに入ったんですね。それから、今度の図面を見てみますと、庄金地区の東側になります南舟津の鉄道線路沿いまでが膨らんでいます。それから、庄金の 207号の対岸といいますか、対面側の寺院の一角の敷地も包含されていますね。それから、町並み保存整備地区がその周辺を包んでいますけど、今度新たにまたその周辺に点在する古い家屋、特にかやぶきの家などの保存という意味だと思いますが、これもまた新たに範囲の中に入ってくるということで、市の全体の今の財政事情のバランスからして、市で執行しなければならぬ他の事業とのバランスを欠くほど大きなものになってしまいはしないのかという心配があるんですね。

このことに関して市長は、私のそうした質問に対して、太良町との合併のいかんによってまた違ってくると、財政事情からしてですね。その時点でもし合併が実現しないということになれば、やっぱり大胆に見直す必要もあるだろうというようなことも言われています。

文化庁の重伝建の指定を受けるためには、今度提案されています防災計画を2カ年かけてつくり上げるというのも一つの条件に新たに入ったようでございますけど、合併の状況というのは今の状態ですね。そこまで今踏み込んでいいのかどうなのか、合併いかんによってはという大前提があるのであれば、この結果をやっぱり微妙なときですので、予算を今計上して防災計画を樹立する、要するに重伝建認定のための前提となるものをそこまで踏み込むべきかどうかというのは、一つの判断があると思うんですね。

そういった点で少し私はつじつまが合わないというですか、前後をしているんじゃないかというような感じを持つわけではありますが、そこら辺についてどういうふうに理解をすればいいのか、説明をいただきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

質問にお答えいたします。

先ほどありました重伝建地区と景観形成地区ということで範囲が広がっているんじゃないかというふうな御指摘ですけれども、もともと浜の酒蔵通り、あるいは庄金につきましては、多良街道沿いということで、重伝建地区の選定を目指していたものでございます。昨年12月議会に図面をお示したわけですけれども、そのときの図面には、口では庄金というふうな

表現でしたけれども、図面的には南舟津の一部と国道 207号のお寺の方も図示はしてありました。

重伝建といいますのは、当然、非常に伝建の建物が密集しているといいますか、重立ったところを重伝建地区に指定しているわけですが、その周辺につきまして、まだ歴史的な建物が幾らか残っているということで、重伝建地区を保護するためにも景観形成区域というのを今現在検討を行っているところでございます。

景観形成地区については、全部が全部保存をするということではないわけですが、その中で歴史的に、例えば草ぶきとか、歴史的な趣があるものについて、今後きちっと調査をいたしまして、保存すべきものにつきましては住民の同意をとりまして、計画を樹立していくような形になろうかと思っています。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

重伝建地域と景観形成地域の説明をいたしました。議員御質問の要点に私がお答えをいたします。

確かに先ほど申されましたようなことは私自身も途中から感じ出しまして、それは率直に部課にもぶつけております。このままいきよったら膨大なものになってしまうんじゃないと。しかも、今回の防災計画等でいいますと、数億円という大台以上のものになりはせんかというふうな気もしているわけでありまして。

まず1点目が、これは財政問題が絡んできますので、合併の成否とも直結をしているというふうに私も受けとめておりまして、やはり最終的に重伝建の認可申請をするかどうかは、やはり財政のことと十分絡み合わせた上で最終的な認可申請をするかどうかを判断したいというふうに思います。そうしないと、議員御指摘のようなことにもなってしまいますからです。

それから、もう一つは防災計画ですが、そういう重伝建地域の指定に向けた一つの時間的な経過、進捗の度合いと、例えば合併問題と財政問題との判断の絡みが、うまく接点が見えてこないわけですね。ですから、私はこの防災計画については、重伝建云々とは別に浜地区の、特に火災に対しての対策、これは密集地帯でもあります。酒蔵通り、あるいはずうっと以前に庄金地区は大火にも見舞われましたし、市としては、防災計画そのものはこの際持つておくべきだろうと。一応重伝建地域の整備と切り離すという意味でも持つておくべきだろうということで、そういう意味も加えまして、今回防災計画は重伝建に向けての準備と絡めてこの際やろうと、こういう決断をしたわけでありまして。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

やりかかったことに後から理屈がついてきているような実感がするんですね。重伝建とは別に防災計画が必要であるというのは、理屈上というか、おっしゃられることはわかりますけど、2年後に申請をにらんで、要するに重伝建の申請をやるにつけては、防災計画を樹立しなければならないという条件があったから始められたというふうに思うんですね。その件が一つですね。

それから、条例制定を去年の12月議会でする折に、ことしの10月には申請をすると、そういった意味ではもう12月議会がぎりぎりなんだというふうに説明を受けて、そのまま賛否を問われて私は反対をしたわけなんですけど、ことしの10月が事実上あと2カ年おくれるという点でも少しお粗末ではないかと思うんです。庄金の同意がとれたのかどうなのか、ちょっとまだ確認できていませんけど、その当時はまだ庄金の確認がとれていないと。10月に向けて取りつけていきたいと。これもまた条件としては整っていない一つの要件だったと思うんですね。今度、ずうっと申請の事務作業を進めていく過程の中で防災計画を樹立せんばいかんやったということで、今般また3,000千円を新たに計上されているということで、そういった意味でこれだけ将来に大きな財政投資が予測をされる事業を起こす割には、執行部の事前の調査、非常にあいまいであって、後手後手になってきておると。

今、財政事情によっては重伝建の申請の見合わせもあり得るということは今市長が言われますけど、ということになれば、文化庁の指定する一つの規格に適合する防災計画、そのレベルまではせんでも、一定の防災対策というのは、一般的な防災対策というのも建てられると思うんですね。

そういった意味では、まだ何と申しますかね、こっちが出ればこっちが引っ込んでおったけんこっちを引き上げると。こっちが出たぎにや、もういっちょ新たに条件の出てきたというようなくあい、話が大きくなり過ぎておるし、事前の事務作業の調査が非常に不足しておる。やりかかった以上は途中で穴のあいた部分はふせていかんやいかんということで、ここ数カ月が歩いてきておるような気がしてなりません。これが単独事業で、財政的にも他の事業のバランス等から考えても、その必要性との対比で市民の大方が理解を得られるような範囲の事業であればいいんですけど、恐らく数十億、場合によっては100億の大台を越すような最終的な事業になるかもわかりません。そうした事業を起こす割には非常にふぐあい、不順と申しますかね、そうした後手後手の対応がされている、そういう感が否めないわけでございますが、そこら辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは今までにも何回も説明をいたしておりますように、例えば、途中で防災計画をせん

ばいかんやったと。先ほど言われましたが、そうじゃないんです。防災計画はもともとせんばいかんでは決まっとらんやったわけです。それが途中からせんばいかんように文化庁の方針が変更になったから、私たちがそれに追従してやらないかんようになったと、こういう順序なんです。

だから、事前に調査不足とかなんとかということじゃなくて、文化庁とずっと折衝をするうちに、今回の浜の例から、文化庁の審議会等の方針が景観形成地域をちゃんと指定しなさい、それから防災計画を事前につくりなさいと、こういうふうに審議会の方針が変更になったと。それを受けて文化庁はこれをクリアしないと最終的な認可の審議会に合格しませんよと、こういうことであつたわけですので、私たち自身も前もって調査をしておいたらこういうことはわかつておつたのにといいうふうなことは違います。これははっきり言えます。ですから、我々自身もいつの間にかあれもせんばらん、これもせんばらん、ちいなくてしもうとつたというのが現実的な受けとめ方なんです。

もう一つは、最終的には認可をするかどうか、やはり議会ともっともつと詰めにやいかんと思うんですね。今、文化庁の指導にのつとつて準備をやっているんです。申請をするための準備をですね。ですから、今御指摘のような議論はやっぱり今の段階でずうつとあつていと思うんですけど、最終的には、この認可申請をする、しないというのは、必ず議会に諮らないと大きな出費も伴いますので、これはそういうことに受けとめていただきたいというふうに思います。

何回も繰り返しますが、もともとわかつていたことを我々が調査不足でしていなかつたということではなくて、我々が文化庁と打ち合わせをしている段階で、文化庁の審議会の方針がこういうふうに変更になつていったと。それに我々は合わせざるを得ないと、こういうことあります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ということは、重伝建の指定申請をするかどうか、あるいは新たに今回説明をされております、さっき課長が言われました景観形成地区ですかね、この指定をどうするか、そこら辺の新たな課題の問題も含めて議会と最終的に範囲を、決断の機会をつくつて動き出すなら動き出すと、あるいはとどまる場所はとどまるという判断の時期がもう一回来るといふふうに見ていいわけですね。準備期間と見ていいんですね。ちょっと確認の意味で。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは、御指摘のようにそういうふう思っております。そうしないと、例えば、先ほど

言いましたように、財政事情が今後いろんな現象によってどう変化していくかもわかりませんし、合併をしたら、これはまちづくり建設計画にこのことは盛り込んでありますので、財源的にはある程度安定ができるのではなかろうかというふうに今のところ想像しております。

しかし、いずれにしましても、これはこれだけの事業ですので、準備を我々がやって、そして、こういう見通しのもとにやらせてくださいというのか、どうしましょうかという相談をするのか、あるいはこれは財政的にもてんというふうに執行部で判断をしますので、ちょっとこういう形ではなくて、先ほど申しましたように、街環事業でやらせてくださいというのか、そのあたりの判断は我々としてもまずしまして、そして、議会にお諮りをすると。

形としてどういうふうになるかはまだちょっと、議論もしないうちに今御質問にお答えをしておりますので、いずれにしましても、最終的には予算を提案しないとならないことでもありますので、その前にも委員会なり、いろいろおつなぎをしながらこのことは進めていかなければいけない問題だというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

他の事業のように、当該年度の予算を計上した分です、しないを決めてくれということじゃないと思いますね。事業のボリュームをどうするのかという判断の時期を、いつになるのかわかりませんが、そういった意味で私は今の答弁をとらえております。市長も今首を縦に振っておられますので、改めての確認の必要はないと思いますけど、その点ではわかりました。

それから、当時未同意であった庄金地区、それから南舟津も一部入っているんですかね。そこの同意は取りつけが完了したかどうか、そこら辺の説明はこの間あっていないと思いますけど、どうですか。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

庄金、それから6区の地元説明等についてお答えいたします。

ことしの1月27日、29日、30日で地元説明会をしております。そのとき庄金と南舟津の出席者が16名であったわけですが、そこで不足したということで、3月に再度説明会を行っております。その中でいろんな意見が出たところではありますが、基本的に伝建事業を市の方が進めていくということに関しては、合意という形で意見が出たところでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今の担当課長の話では合意は確認されたというふうにとらえていいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

最後にちょっと感想だけ申し上げておきますが、重伝建の申請をするかせんかの判断の時期が一つの時期に来ますが、少なくとも2年かけて防災計画を立てられてからになるのか、その前になるのか、タイミングはちょっと今のところはかり知れませんが、本来的に言えば、重伝建に指定することによって市の持ち出しを少なく、できるだけ国の予算を活用して酒蔵通りの改修というのですか、保存に当たりたいというのが事の出発だったということを考えれば、少し当初の予定から軌道がずれてきておるといふ実感は否めないものがあります。

そういうふうな疑問を抱いてはおりますが、この場において防災計画は必要ないよという議論にもなかなかかなりにくいわけであって、本議案に私は賛成はいたしますものの、当初申しますように、話が太うなり過ぎとと、この実感は否めないものがあります。これだけの緊縮財政の折に余計な話かもわかりませんが、最近、原材料支給で土木の請負に出さんと、地元の公役でしてくんさっけんが、生コンなどの支給をして何とか里道とか生活道路の整備に当たってもらっていると、そういうところまで削減をしておるんですね、片方では。そうでしょう。

そして、最近の現地調査に何で市役所の区長さん立ち会いできようはずうとあそこんたい、農道ば歩きよんさったじゃろうかと、聞いてみれば尺ば当てよんさつというわけですよ。その農道の幅が1メートルありなしで原材料を支給せんかするかという話もありよるらしかと、そのくらい片方では絞る分絞った財政運営をしながら、これが許容できるかという議論も片方にはあるんです。そういう目線では私はこの問題を見ておるわけですので、やるなという議論じゃなかです。よく市長が言われるように、身丈の合った、しかも、市民総参加で市政を展望されておる。要するに市民の合意がとれる、そうした事業にぜひ軌道修正をしていただきたいという願いを込めて終わりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

軌道修正ということですが、まだ今の段階でするともしないとも、私が考えている条件がまだ十分そろっておりません。する条件もしない条件もそろっておりません。したがって、私の気持ちとしては、当初方針どおり重伝建の指定に向けてやっていきたいと、結論から申しますとそういうことです。

というのは、どういうことかといいますと、保存だけでは全国どこの例でいってもできないわけですね。家の持ち主さんも保存だけしてくれということでは同意がとれません。保存と家屋を活用することによる地域振興といいますか、あるいは自分たちのまちの活性化、こ

ういうものが保存と同時に必要であるというふうなことで、この話は進めておるわけですね。そうしますと、あとの運営とか、あるいは活性化のためには重伝建の指定というのは大きなお墨つきにもなるし、集客力という面から見てもやはり大きな力になると思うんです。

ですから、あくまでも目指すのは、やるからには重伝建の指定ということをにらみながらいって、そして、最終的に判断としては財政運営と突き合わせをして結論を出すべきだというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。15番中村清君。

○15番（中村 清君）

19ページの図書館費のことでちょっとお尋ねしたいと思います。

今まで多分この司書講習ということで何名か派遣をされたと思いますけど、現在まで何人ぐらい派遣されたのか、まずそのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

これまで図書館の司書講習の研修に派遣しましたのは2名（210ページで訂正）であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

じゃあ、その2名の方は研修に行かれて現在図書館にいらっしゃるんですかね。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

現在1名が図書館におります。3月まではもう一人おりました。2名おりました。

以上です。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

鹿島の市の図書館は非常に効率性がいいと、日本一の図書館だとよく言われております。そういう中で当然研修にもやっていただくと、私はそれはいいことだと思っております。ただ、学校図書館、実は東部中学校の図書館に行ってみたんですけど、非常に暗くて本が読みにくいと。そして、本も古いと。片や鹿島市の図書館は非常に素晴らしい図書館だということ

とで、多くの子供たちも来ていると。例えば、近くの子供たちは非常に来やすい。そういうことで、先日の委員協議会の場でも、東部中と西部中の使用効率や登録者数はどうなんだということでお聞きをいたしました。資料を持ってきていただきました。

その中で、1人当たりの貸し出し冊数が明倫の場合は8.6冊です。そして、鹿島町ですね、こっちは6.8冊、非常に多いです。やっぱり図書館が近くということで、中学生が使っている。片や浜は3.5冊、古枝2.7冊、七浦2.5冊、非常にやっぱり借りる人が少ないと。これは地理的には当然そういうことだろうと思います。そういうことですから、機会均等と申しますか、やっぱり東部地区の子供たちにも本を読む機会を与えていただきたい。いい図書館で多くの本を読ませていただきたいと、そういう気持ちで私は東部中の図書館、これは何とかありませんかということで先日質問いたしましたわけでございます。その点、教育長はどんな検討をされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

中村清議員の御質問にお答えいたします。

先般の文教厚生委員協議会の中で同様な質問をなされております。その後、私ども施設担当者と東部中学校の図書室を拝見させていただきました。学校側からその折に図書館の充実を図りたいという要望がなされております。図書机の購入とか書架の移動を考えているというようなことにお聞きを受けてありまして、実際入ってみまして、廊下側に窓がありません。壁があります。そして、空気の環境面におきまして、風通しが悪いというような状況になっております。

今回、東部中学校の方がそういう改修計画を持っておられますので、早速私どもといたしましては、まず図書室を明るくしたい。そして、空気の環境、風通しをよくするために窓を廊下側に取り付けたいというようなことで今検討をいたしておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

ありがとうございます、早速取り組んでいただきまして。

多分図書館担当の方というのは現在臨時ですかね、嘱託ですかね、そういう方がされておられると思いますが、何年間されるかわかりません。もしよかったらそういう人たちの司書の講習ですかね、受けさせていただいたら、なおよくはないかということをお願いいたしておきます。

特に、いろんな各地区で考えられないような事件事故が起きております、子供たちの事件が。いろんな佐世保の方、そして嬉野、吉田、もう身近な問題となってきております。そう

いう意味で、やっぱり本を読むことは心の教育になりはしないかと考えておるわけでございますので、どうか前向きに今後とも検討してください。お願いします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

先ほど中村議員が司書の講習に何名これまで派遣したかと、2名と申し上げてましたけれども、4名に訂正させていただきます。申しわけありませんでした。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

じゃあ、4名研修に行かれて現在1名いらっしゃるわけですかね。あとの3名の方はほかの部署にかわられたということで、一応それでどうかなと素朴な感じですけど、せっかく講習を受けられるのであれば、講習を受けた後、図書館に残っていただくと、そういう仕組みができないものかどうか、せっかく講習を受けられてほかの部署に行かれたということは何人か聞いたものですから、これはちょっとおかしいなという疑問を感じました。

以上です。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

まとめて所見を述べたいと思いますが、まず、現在の司書の講習を受けた者が1名で、他の部署に3名行っている状況ですけれども、できるだけ市役所内のいろんな課を若いときから経験をして、そしてまた、ある時期になればそういう方々に図書館の方で活躍をしていただくということで、今そういう研修をして、そういう方々をできるだけたくさん養成をするというような、新しい図書館ができてからそういう期間だということで御理解をいただきたいと思えますし、なお、司書の資格を取った人は持たない人への実務的な指導といえますか、図書館の中でもその活用も十分行っておりますので、その辺についての実を今後上げていきたいというふうに思っております。

それから、学校の司書補の研修等をどうかということでしたけれども、早速ことしの夏休みぐらいにエイブルの図書館の方にも来ていただくような機会を設けて、そして、学校と図書館との連携といえますか、あるいは自分の学校の子供たちの利用状況といえますか、うちの学校の司書の先生がおられたら、ちょっとおれも行ってみようかというようなことができるのも先ほどおっしゃった東部校区の、少し少ない実態もありますけれども、その辺も方策の一つになるのではないかなというふうには考えております。

それから、東部中の場合、やはり御指摘のような状況がありまして、私ども早速計画に沿

って当面の対応ということで、先ほどのようなことを考えております。

ただ、あそこは場所的には非常に使いやすい場所といたしますか、位置的には問題ないかと思っておりますけれども、やっぱり広さとか明るさという面で、子供たちの心理的には幾らか問題点もあろうかと思っております。横壁をとにかく今開閉できませんので、そういうところの、間取りはそのままでありますけれども、例えばガラス張りにするとか、現状の中でできる環境づくりをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第40号は提案のとおり可決されました。

日程第14 請願上程

○議長（小池幸照君）

次に、認定第14. 請願上程であります。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」は文教厚生委員会に付託します。

これをもちまして本日の日程を終了いたします。

明23日は文教厚生委員会、24日から27日までの4日間は休会とし、次の会議は6月28日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後2時1分 散会